

西川町住宅建築支援事業補助金について

□ 事業の目的

西川町に居住する方の住宅新築、増改築、修繕に要する経費に対して助成することにより、本町の住宅建築促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚、定住促進を図ることを目的とします。

□ 対象要件

- 自ら居住する一戸建て住宅及び併用住宅や自ら使用する車庫・物置等の新築・増改築・リフォーム工事
- 自ら居住する木造住宅の耐震改修工事
(耐震改修については基準がありますのでお問合せください。)
- 町内の建築、建設業者等と契約すること
- 町税等の滞納がないこと
- 過去に「西川町住宅建築支援事業補助金」の交付を受けていない世帯であること

□ 補助金額

- 住宅新築の場合、対象工事費の10%以内の額、または80万円のいずれか低い額（500万円以上の工事費）
- 住宅の増改築・リフォーム及び車庫、物置等は、対象工事費の10%以内の額、または50万円のいずれか低い額（30万円以上の工事費）
- 前号の規定にかかわらず、自ら居住する木造住宅の耐震改修工事を実施した場合の補助金の額は、耐震改修に要する費用の4分の1の額又は60万円のいずれか低い額に、リフォーム等工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額の10分の1の額（上限50万円）を加えた額とする。

《対象となる工事例》

- ・ 住宅及び併用住宅の新築、増改築、リフォーム
- ・ 住宅の耐震改修工事
- ・ 車庫・物置等の新築、増改築
- ・ 外壁や屋根の張替、塗装
- ・ サッシの入れ替え
- ・ 内装工事

《対象とならない工事例》

- ・ アパート、貸家、店舗、旅館、工場等事業用に使用する場合
- ・ 門、塀、庭造り等
- ・ 併用住宅の事業用部分のみの工事
- ・ 非木造の建築物の新築、増改築、リフォーム工事

- 上記工事を行う際に加算金として町内製材業者から西山材、県産材及び国産材を購入した場合、購入木材製品の20%以内の額、または30万円のいずれか低い額を交付する（20万円以上の購入額）
- 同じく加算金として雪に配慮した場合は10万円を交付する。

※雪に配慮した場合は

- （屋根に雪を載せておく耐雪型屋根構造住宅
- （屋根の雪を屋根の上で溶かして処理する融雪式屋根構造住宅
- （屋根の雪を自然に落雪させる自然落雪式屋根構造で周囲の状況に配慮したもの